

滋賀県地質図（『設計便覧』砂防編 滋賀県土木交通部 2010年）

年平均気温は、約 14.6℃であり、平均気温の最高は 8 月の 26℃、最低は 1 月の 2.6℃である。また、年最高気温は 8 月の 29.7℃、年最低気温は 1 月の -0.8℃で概ねしのぎやすい気候となっている。

降水量は、年平均 1,606mm であり、7 月と 9 月にピークが表れるが、梅雨の影響を受けた 7 月が 245mm と最多である。また、降雪帯の境目でもあり、長命寺山・八幡山・安土山・織山といった残丘状山地による影響が関係するものと思われる。

#### ④植生

安土山は、モチツツジ・アカマツ群落にあたり、昭和50年代までは、マツタケが採れる里山であった。しかし、松くい虫（マツノザイセンチュウ、マツノマダラカミキリによって運搬される）により現在アカマツは全滅している。現在は新たにスギ・ヒノキが植林された人工林が大半で、間伐、下草刈り、栓皮採取が常時なされているが、山麓部分はモウソウチク・マダケが繁茂している。竹林内は過密状態で土壌が貧栄養状態になっているため地下茎が竹林外側に伸長し、ヒノキの人工林に進出している。山麓部南面にはスタジイ等が巨木化しているが、近年ナラ枯れによる枯死がめだってきている。

周辺では、西の湖のヨシ群落がある。ヨシは湖沼や河川の通常水面から±50センチメートルのところによく生え、西の湖は水深が比較的浅いことからヨシの生育条件に適し大群落となったと考えられる。ヨシのほかにはマコモ、カサスゲ、オギ、ウキヤガラ、オギ、シロネなどの草、ヤナギ、ハンノキなどの樹木も一緒に生えており、多くの魚鳥の棲みかとなっている。

#### ⑤近年の変化と今後の見通し

近年、海水温の上昇や偏西風の蛇行による影響で、大型台風や集中豪雨が増大してきている。安土山では、台風による倒木については東南斜面や大手道、土砂崩れでは東南斜面で何回か起きている。いずれも地盤が脆弱な個所で木々の根が深く張っていないことが要因となっている。

また、安土山南面は水田地帯であるが、排水路にあたる安土川・五反田川が西の湖に繋がる所で水門により水位調整されているため、短時間での集中豪雨には排水能力が追いつかず、冠水する状況が生じている。

安土城跡では、大手道石段下が空洞化し、水の通り道となり、地盤が削られている状況である。

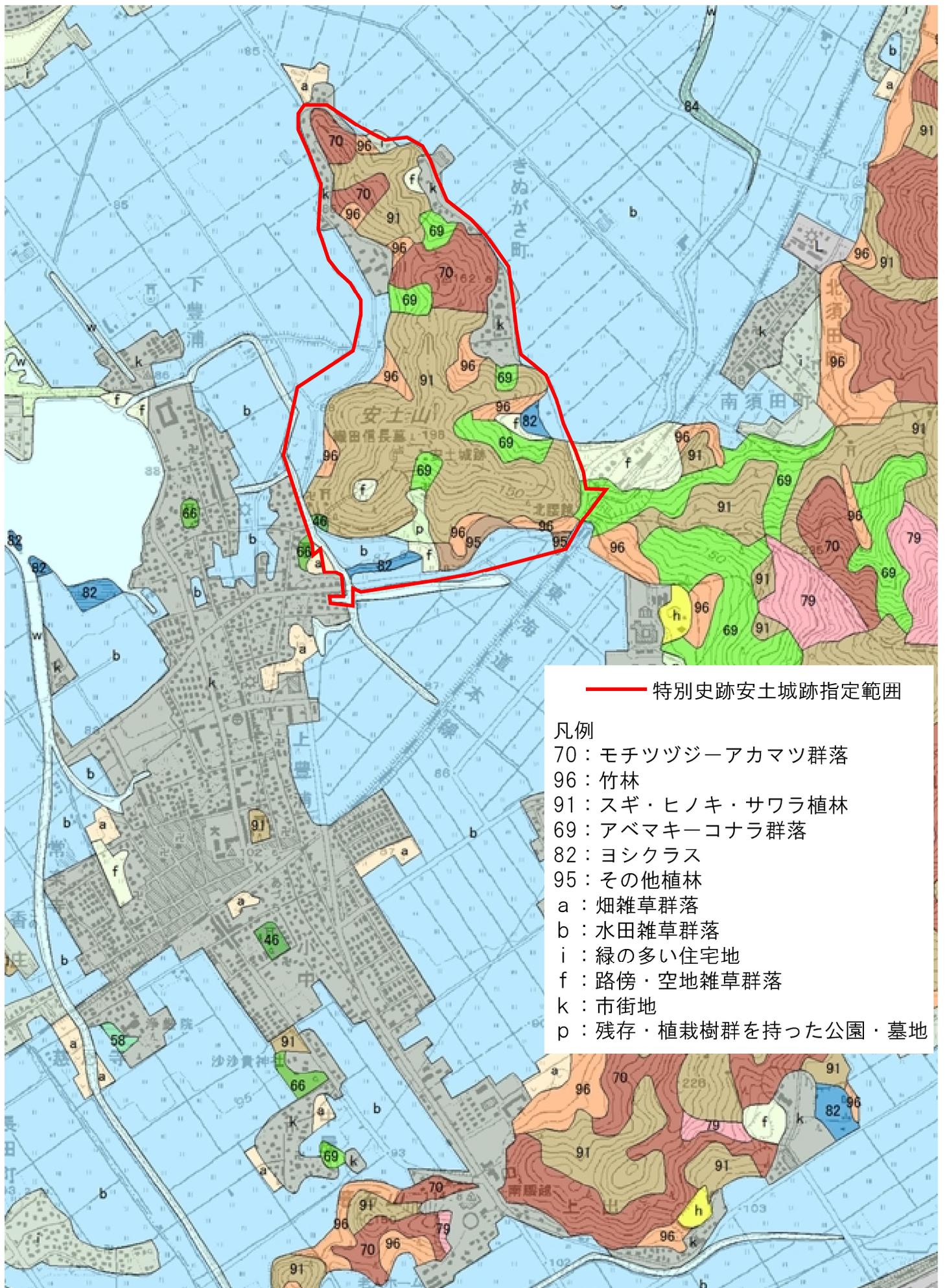
さらに、近年、阪神淡路大震災、東日本大震災と大きな地震による被害が出ているが、滋賀県においても過去に断層が影響する直下型地震が数多く起こっており、最近要警戒とされている東南海地震についても滋賀県での震度が 6 と想定されている。東日本大震災の時では長周期地震波の影響が、阪神淡路大震災では震度 5 強の揺れであったが、いずれも石垣等が崩れることや山の地盤が崩壊するというような被害は無かった。

しかし、集中豪雨に地震といった複合災害が重なった場合、立木や石垣に何らかの被害が生じることは想定しておかなければならない。

### (2) 史跡地および周辺の社会環境の現状

#### ①史跡地の人口・世帯数、周辺の人口・世帯数の現状

史跡地の近江八幡市側の北原区、東近江市側のきぬがさ城東地区は、昭和21年度～昭和42年



特別史跡安土城跡植生図（環境省自然環境基礎調査2012）

度に国営事業として実施された大中の湖干拓事業による農業近代化モデル地域入植者居住地区である。食糧増産ばかりでなく、生産性及び所得水準の高い自立営農家をつくる「農業近代化モデル地域」という目的で、入植当初から近代的な稲作の技術指導や大型機械の導入、カントリーエレベーターの建設、入植者には農地4.0ha と宅地0.1ha の一般農家の4 倍にあたる農地が割り当てられた。当初の入植者は北原区が24戸、きぬがさ城東地区が29戸である。現在は、北原区が24戸70人（平成28年1月現在）、きぬがさ城東地区は36戸127人（平成27年4月現在）である。

これら入植地以外では、百々橋口にある会勝寺、大手道にある摠見寺の住職等の居住地がある。

史跡地周辺の人口・世帯数は、東近江市では、八日市地域、蒲生野地域の人口増加率が高く、平成2年と平成17年を比較すると、いずれもほぼ20%増である。次いで、玉園地域、織地域の人口増加率が高いが、湖東地域、永源寺地域では、人口減少の傾向にある。

近江八幡市も同じく、平成7年・12年・17年・22年の統計を比較すると全体の人口は増加をたどり、史跡地周辺の下豊浦地区の人口・世帯数も増加している。

しかし、1世帯あたりの人員は減少の傾向を示しており、平成7年は3.59人であったのが、平成22年では2.99人にまで減少している。旧集落地区での人口・世帯数の増減はあまり無いが、JR沿線あるいは県道2号沿線において、宅地開発が急速に増えており、いわゆる核家族を中心とした一戸建て住宅が増えており、この結果が統計に表れている。

## ②史跡地周辺の産業の現状

史跡地の西側にあたる近江八幡市安土町内の産業は、大中の湖干拓事業にともなう入植地と関連した農業・畜産業のほか、国道8号沿線に吉野工業・ロッテ・日本輸送機械等の工場がある。商業地域は、JR安土駅前、県道2号線（バイパス）沿線に集中している。林業では、下豊浦・上豊浦の生産森林組合があり、安土山に隣接する織山に山林を保有し管理を行っているが、材木等の販売等までは行っていない。観光産業は隣の旧近江八幡市には多く見られるのに対して、旧安土町ではほとんどみられない。

同じく、史跡地の東側、東近江市の旧能登川町も伊庭内湖干拓地・大中の湖干拓地での農業が主体である。商業施設等はJR能登川駅および国道8号沿線に集中している。

農業の担い手である旧安土町の農業人口を見ると、平成7年は686人であったのが、平成12年には491人となるなど減少の傾向にある。また、年齢別にみると平成22年では60才以上が257人であるのに対して、60才以下は104人と高齢化の傾向にある。

次に水産業であるが、史跡地周辺は、かつて大中の湖、小中の湖、伊庭内湖、西の湖といった内湖があり、淡水真珠の養殖やにごろぶな等を捕獲する漁業が営まれていたが、現在漁業に携わっている方はほとんどいない。しかし、2009年に西の湖で新たに滋賀県真珠養殖漁業組合による母貝の養殖が始められ、淡水真珠復興に取り掛かっている。

## （3）史跡地および周辺の各種法規制等の現状

安土城跡およびその周辺は、「特別史跡」「琵琶湖国定公園第1種・第2種特別地域」「保安林」「鳥獣保護区」「市街化調整区域」等に指定されている。また、史跡内および周辺農地は、「農業振興地域」となっている。

その他、「滋賀県屋外広告物条例第5条禁止区域」で屋外広告物の掲出規制があり、史跡内南部を横断する主要地方道大津・能登川・長浜線の史跡区域内は、「ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例」（風景条例）の“沿道景観形成地区”で、沿道両側100m及び山頂付近まで地区指定されているほか、東近江市側には北腰越えから南須田にかけて旧朝鮮人街道一帯が朝鮮人街道沿道景観形成重点地域に、伊庭水車公園一帯が琵琶湖伊庭内湖景観形成重点地域に指定されている。

以下、各種規制の概要と規制内容を記す。

#### ①文化財保護法（特別史跡安土城跡）

安土城跡は文化財保護法に基づき保護されている。文化財保護法第125条1項では、「史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない」と規定され、その形状や景観を変化させる行為や史跡の保存に影響を及ぼす行為（現状変更等）を行う際には、あらかじめ文化庁長官の許可を受けなければならないこととなっている。同項第3号には、文化庁長官が現状変更等の許可を与える場合、必要な指示や停止を命令することができる」と規定されている。文化財保護法第184条第1項においては「文化庁長官の権限に属する事務の全部又は一部は市の教育委員会が行うこととすることができる。」と規定されており、同法第125条の規定による史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可（許可の取消し及び停止命令を含む）事務が規定されている。

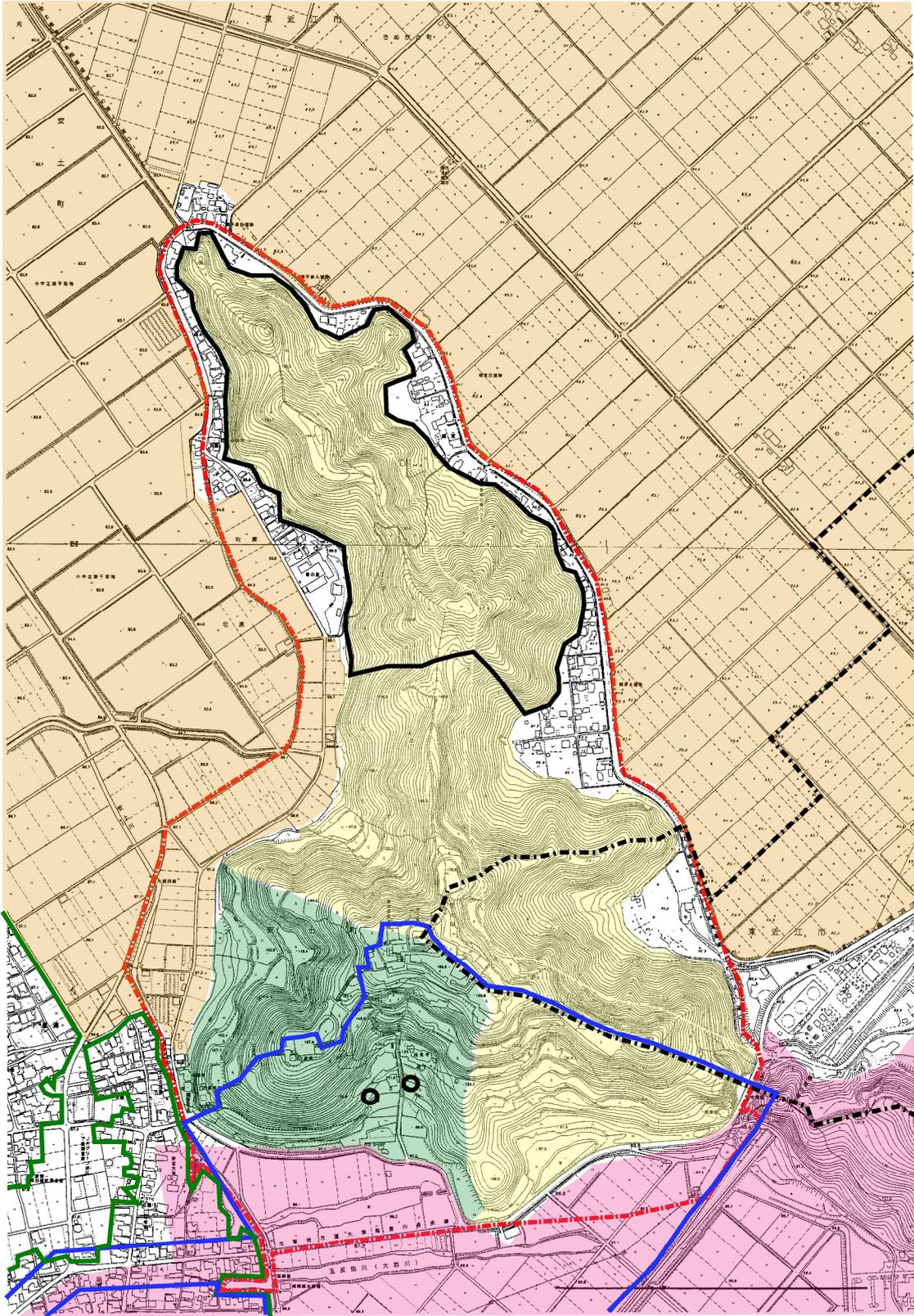
また、同法施行令第5条第4項1号において、この現状変更等の許可（許可の取消し及び停止命令を含む）事務のうち、市の教育委員会が行なうもの規定されており、現在、近江八幡市・東近江市教育委員会がこれに該当する事務を行っている。

#### ②文化財保護法（重要文化財）

安土城跡では、旧摠見寺境内にある二王門、三重塔、金剛力士像の3件が重要文化財に指定されている。文化財保護法第31条では、「重要文化財の所有者は、この法律並びにこれに基づいて発する文部科学省令及び文化庁長官の指示に従い、重要文化財を管理しなければならない。」とあり、所有者の適切な管理を義務づけている。また、同法43条で現状変更等の制限をしており、「重要文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。」としている。建物の部材等に修理や補修が生じた場合は、所有者が行うものとされており、同法43条の2で「重要文化財を修理しようとするときは、所有者又は管理団体は、修理に着手しようとする日の三十日前までに、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。」と修理の届出等を義務付けている。

#### ③文化財保護法（埋蔵文化財包蔵地）

安土城下町と推定される個所は、安土城下町遺跡として文化財保護法に基づき周知の埋蔵文化財包蔵地となっている。これら周知の埋蔵文化財包蔵地において土木工事等を行う場合は、文化財保護法第93条に基づき、滋賀県教育委員会への届出が必要であるため、事前に市教育委員会と埋蔵文化財の取り扱いについて協議する必要がある。また、包蔵地以外での工事中に埋蔵文化財を発見した場合は、現状を変更することなく速やかに市教育委員会に届け出る必要がある。



## 特別史跡安土城跡周辺法規制図

- |   |                 |   |  |
|---|-----------------|---|--|
|  | 特別史跡・屋外広告物禁止区域  |    | 鳥獣保護区  |
|  | 琵琶湖国定公園第1種特別地域  |    | 農業振興地域（農用地区域）  |
|  | 琵琶湖国定公園第2種特別地域  |    | 朝鮮人街道沿道景観形成重点地区  |
|  | 土砂流出防備保安林・保健保安林 |    | 大津能登川長浜線沿道景観形成地区   |
|   |                 |  | 市街化調整区域（  以外全域） |
- 屋外広告物許可地域（屋外広告物禁止区域以外全域）